

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,802 千円		—	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(知事部局の一般行政職(宮城県))

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

宮 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり 平均支給額	自己都合 3,793 千円	勸奨・定年 21,801 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員(警察職及び教育職を除く)に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		2,715,701 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		120,201 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都千代田区	20 %	23 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	3 人	16 %
愛知県名古屋市	14 %	2 人	14 %
宮城県仙台市	5 %	7,459 人	7 %
宮城県多賀城市	2 %	480 人	9 %
宮城県名取市	1.5 %	1,205 人	2 %
宮城県富谷市	1.5 %	450 人	5 %
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	587 人	2 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	12,327 人	0 %
医師	16 %	16 人	16 %
千代田区を除く東京都特別区内の地域	20 %	4 人	20 %
愛知県豊田市	15 %	1 人	15 %
埼玉県さいたま市 千葉県千葉市	14 %	3 人	14 %
広島県広島市	9 %	1 人	9 %
平均支給割合		2.7 %	2.8 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由			

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		1,148,461 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		79,666 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		63.8 %		
手当の種類(手当数)		42		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務従事手当	県税事務所等に所属する職員	県税の賦課徴収業務	53,034千円	日額650円～1,100円
社会福祉業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	生活保護、児童福祉等	31,934千円	日額350円～1,100円
技術者養成業務手当	職業訓練指導員等	看護師、職業訓練指導員、農業従事者の養成	18,186千円	日額600円～1,250円
動植物等取扱手当	家畜保健衛生所等に所属する職員	家畜の病性鑑定、農薬取締り等業務	373千円	日額250円～1,100円
船舶乗組手当	漁業取締船等に乗る職員	漁ろう試験、漁業の実習指導、取締・調査、警備艇の操作	2,276千円	日額350円～2,000円
用地買収等業務手当	用地買収等業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	1,461千円	日額750円～950円
消防訓練業務手当	消防学校等に所属する職員	救助・水防その他各種訓練	1,663千円	日額560円
航空手当	防災ヘリコプター管理事務所等に所属する職員	航空機に搭乗しての救助等業務	12,342千円	1時間1,900円～6,630円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	2,167千円	日額300円～1,100円
精神障害者診察立会等業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	精神障害者の護送・調査・診察・生活指導業務	497千円	日額300円～400円
有害物等取扱手当	保健環境センター等に所属する職員	毒劇物の取扱い、農薬分析	594千円	日額300円
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲、抑留、引取り、犬・猫の殺処分	501千円	日額350円～450円
鳥獣捕獲等作業手当	地方振興事務所等に所属する職員	傷病鳥獣の捕獲作業	27千円	日額350円
立入検査等業務手当	保健環境センター等に所属する職員	公害防止のため行う施設等への立入検査	71千円	日額300円
死体処理手当	警察職員等	死体の解剖補助、清拭、検視、見分等	62,536千円	1体1,600円～3,200円 日額1,000円～3,200円
特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	288千円	日額350円
異常圧力内作業手当	水産技術総合センター等に所属する職員	潜水業務(漁業調査等・人命救助等)	24千円	1時間310円～1,500円
災害応急作業等手当	土木事務所等に所属する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業等	4,892千円	日額350円～1,820円 (福島第一原子力発電所敷地内、帰還困難区域、居住制限区域における作業:日額660円～40,000円)
兼務教育職員手当	公立学校に所属する職員	職務、昼夜の課程、通信教育に係る兼務等	20,678千円	1時間500円～800円 1件100円
夜間課程勤務手当	県立高校に所属する職員	定時制の夜間課程の勤務	412千円	日額190円
多学年学級担当手当	公立の小中学校に所属する職員	2以上の学年で編成された学級の授業等	3,164千円	日額290円～350円
入学者選抜業務手当	公立学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	16,375千円	日額1,000円
教員特殊業務手当	公立学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	434,291千円	日額2,700円～16,000円
教育業務連絡指導手当	公立学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	91,082千円	日額200円
犯罪捜査等作業手当	警察官・警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕、通訳の作業	129,671千円	日額560円
少年警察補導手当	警察職員	少年の補導等	1,386千円	日額350円
鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識の作業	7,014千円	日額280円～560円
交通取締手当	警察官	交通取締作業、交通整理	15,105千円	日額310円～690円
警ら手当	警察官	パトカー等による警ら、立番、見張り等による警戒又は警ら	92,140千円	日額340円～420円
看守手当	警察職員	被疑者の看守又は護送業務	14,151千円	日額310円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
機械保守手当	総務部に所属する警察職員	自動車整備作業	252千円	日額170円
夜間特殊業務手当	警察職員	深夜における犯罪防止等	97,627千円	勤務1回580円～1,100円
交通捜査業務手当	警察官	交通事故の捜査、悪質・危険な違反者の捜査・取締り	24,389千円	日額310円～1,260円
術科指導手当	警察職員	拳銃操法等の指導訓練	458千円	日額300円
爆発物等取締業務手当	警察職員	爆発物・特殊危険物質等の処理等	6千円	1件5,200円 日額250円
緊急業務呼出手当	警察職員	勤務時間外の夜間における緊急の呼び出しを受け、警備・交通等の業務に従事	715千円	1回1,240円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳の危険な箇所での遭難者の救助・捜索	83千円	日額600円
核原料物質等輸送警備手当	警察職員	核原料物質等の輸送警備業務	0千円	日額640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察官	銃器犯罪・暴力団対立抗争事件の捜査	0千円	日額820円～1,640円
身辺警護等作業手当	警察官	皇族・国賓等の護衛、警護	1,539千円	日額640円～1,150円
海外犯罪情報収集作業手当	警察官	海外における犯罪捜査に関する情報収集	0千円	日額1,100円
犯罪被害者等支援業務手当	警務部に所属する警察職員	犯罪被害者の精神的負担の緩和のためのカウンセリング等	155千円	日額750円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	5,538,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	575 千円
支給実績(5年度決算)	5,851,665 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	605 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		322,024千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		67,880円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
宮城県内 ※栗原市、大崎市、刈田郡のうち七ヶ宿町	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
上記に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうち人事委員会規則で定めるもの ※仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所、仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所、大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所、大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所ほか	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
宮城県外	世帯主である職員(扶養親族有)	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる額
	その他の世帯主である職員	
	その他の職員	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給。 最高額 139,300円	同じ		1,332,708 千円	690,880 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 416,600円	同じ		76,690 千円	1,257,213 円
扶養手当	1 配偶者 3,000円 *行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級以上の職員は不支給 2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3 父母等 1人につき6,500円 *行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級以上の職員は3,500円 *行政職給料表9級以上及び医療職給料表(1)4級の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		2,045,576 千円	240,854 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※風の職員宿舍等に入居している者には支給しない	異なる	(国の制度) 借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)/2+11,000円 3 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円	1,872,875 千円	310,747 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇所当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇所当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円	異なる	へき地等におかれている小・中学校、公所の勤務者の通勤の実態が、国家公務員と異なることから一部独自の手当としている。 (国の制度) 2のイについて使用距離(片道)により2,000円～31,600円	3,033,150 千円	148,684 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 *ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する。	同じ		173,937 千円	394,415 円
特地勤務手当等	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 支給額 (異動の日の給料の月額+扶養手当の月額)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2×支給割合(4%～16%)	同じ		101,086 千円	293,852 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		893,521 千円	192,777 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		290,149 千円	132,791 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 一般 勤務1回につき4,400円 特殊 勤務1回につき5,300円～21,000円	同じ		719,158 千円	205,356 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		12,581 千円	38,124 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教員に支給 最高額 8,000円			767,547 千円	67,465 円
産業教育手当	産業教育振興のため農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教職員等の勤務の特殊性に対して支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			119,895 千円	259,513 円
定時制通信教育手当	高等学校の校長及び教員のうち定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑、困難性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			55,712 千円	204,073 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に対し、その職務の特殊性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(8%)			37,022 千円	316,427 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧等のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			0 千円	0 円